

令和8年3月

萩市議会定例会議案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
3	令和7年度萩市一般会計補正予算（第11号）に関する専決処分について	1
4	令和7年度萩市一般会計補正予算（第12号）	7
5	令和7年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第5号）	13
6	令和7年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第2号）	19
7	令和7年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	25
8	令和7年度萩市下水道事業会計補正予算（第4号）	29
9	令和8年度萩市一般会計予算	37
10	令和8年度萩市土地取得事業特別会計予算	39
11	令和8年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算	41
12	令和8年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算	43
13	令和8年度萩市休日急患診療事業特別会計予算	45
14	令和8年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算	47
15	令和8年度萩市介護保険事業特別会計予算	49
16	令和8年度萩市水道事業会計予算	51
17	令和8年度萩市下水道事業会計予算	53
18	令和8年度萩市病院事業会計予算	55
19	萩市債権管理条例	57
20	萩市組織条例等の一部を改正する条例	61
21	萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	63
22	萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例	65
23	萩市介護保険条例の一部を改正する条例	77
24	萩市営住宅条例の一部を改正する条例	83
25	萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	85
26	萩市火災予防条例の一部を改正する条例	87
27	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	89
28	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	95
29	萩市過疎地域持続的発展計画の策定について	101
30	指定管理者の指定について	103
31	教育委員会委員の任命について	105
32	固定資産評価審査委員会委員の選任について	107

33 人権擁護委員の候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

議案第 3 号

令和 7 年度萩市一般会計補正予算（第 1 1 号）に関する専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年度萩市一般会計補正予算（第 1 1 号）を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により、市議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和 8 年 1 月 2 4 日

令和7年度萩市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度萩市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,306千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,009,356千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月24日

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
17. 県支出金		2,739,916	28,634	2,768,550
	3. 県委託金	210,671	28,634	239,305
20. 繰入金		2,854,974	△8,328	2,846,646
	1. 基金繰入金	2,854,974	△8,328	2,846,646
歳入	合 計	32,989,050	20,306	33,009,356

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 総務費		3,956,975	20,306	3,977,281
	4. 選挙費	87,342	20,306	107,648
歳出	合計	32,989,050	20,306	33,009,356

議案第4号

令和7年度萩市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度萩市の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,242,926千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
12. 地方交付税		12,193,966	663,688	12,857,654
	1. 地方交付税	12,193,966	663,688	12,857,654
16. 国庫支出金		4,168,704	47,699	4,216,403
	1. 国庫負担金	2,417,378	67,449	2,484,827
	2. 国庫補助金	1,739,610	△19,750	1,719,860
17. 県支出金		2,768,550	23,702	2,792,252
	1. 県負担金	1,119,912	19,629	1,139,541
	2. 県補助金	1,409,333	4,073	1,413,406
		2,846,646	△583,819	2,262,827
20. 繰入金		2,846,646	△583,819	2,262,827
	1. 基金繰入金	2,029,600	82,300	2,111,900
23. 市債		2,029,600	82,300	2,111,900
	1. 市債	2,029,600	82,300	2,111,900
歳入	合 計	33,009,356	233,570	33,242,926

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 総務費		3,977,281	76,835	4,054,116
	1. 総務管理費	3,349,391	76,835	3,426,226
3. 民生費		9,846,195	88,036	9,934,231
	3. 老人福祉費	2,904,065	4,992	2,909,057
	4. 児童福祉費	2,900,768	82,714	2,983,482
	5. 生活保護費	804,586	330	804,916
	4. 衛生費	3,622,404	19,644	3,642,048
7. 商工費	1. 保健衛生費	2,767,480	19,644	2,787,124
	1. 商工費	2,852,406	45,800	2,898,206
8. 土木費	1. 商工費	2,246,552	45,800	2,292,352
		2,170,796	3,255	2,174,051
	3. 河川費	128,092	3,255	131,347
歳	出	33,009,356	233,570	33,242,926
	計			

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業		金額
		事業名	金額	
6. 農林水産業費	1. 農業費	角力場地区水管橋整備事業	28,215	
		林道維持管理事業	6,500	
		小規模模治山事業	1,650	
3. 水産業費	1. 水産業費	水産基盤ストックマネジメント事業	43,004	
		漁港機能増進事業	10,001	
		訴訟行為委任事業	820	
7. 商工費	1. 観光費	アークテイルパーク施設改修事業	13,827	
		山陰道アークセス道路整備事業	4,719	
		羽賀線道路整備事業	6,608	
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	一般国道490号絵堂菽道路建設に伴う道路整備事業	1,977	
		橋りょう補修事業	18,517	
		椿東地区急傾斜地崩壊対策事業	25,040	
9. 消費防費	1. 住宅防費	老朽危険空き家対策事業	1,914	
		防火水槽移転事業	3,915	
10. 教育費	4. 社会教育費	大板山たたら製鉄遺跡保存整備事業	19,055	
		公民館等施設改修事業	2,409	
合計				1,224,150 1,035,979

第3表 地方債補正

起債の目的	補正後	
	上段	下段
	限	額
老人福祉施設改修事業費		6,400
保育所施設改修事業費		4,500
田万川保健センター空調設備改修事業費		10,300
見島し尿処理場空調設備改修事業費		8,100
萩リサイクルセンター空調設備改修事業費		1,200
土地改良事業費		—
阿武川温泉公園等施設改修事業費		1,800
河川事業県工事負担金事業費		1,600
防火水槽整備事業費		300
小学校特別教室空調設備整備事業費		—
中学校トイレ改修事業費		27,000
中学校特別教室空調設備整備事業費		19,100
公民館等施設改修事業費		2,700
土木施設災害復旧事業費		2,200
減収補填費		13,100
		10,100
		24,800
		19,900
		170,000
		164,600
		112,600
		86,700
		37,900
		32,800
		8,600
		4,300
		10,400
		—
		9,100
		—
合計		2,111,900
		2,029,600

議案第5号

令和7年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第5号）

令和7年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 診療収入		336,072	△20,045	316,027
	1. 外来収入	282,120	△20,045	262,075
3. 県支出金		15,059	△3,899	11,160
	1. 県補助金	15,059	△3,899	11,160
5. 繰入金		319,628	19,644	339,272
	1. 一般会計繰入金	230,842	19,644	250,486
7. 市債		24,800	4,300	29,100
	1. 市債	24,800	4,300	29,100
歳入	合 計	724,205	0	724,205

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
歳	出	724,205	0	724,205
	合			
	計			

第 2 表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	上段 補正後 補正前 (単位：千円)	
	限 度	額
国民健康保険事業（直診勘定）費	29,100	24,800

議案第6号

令和7年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度萩市の休日急患診療事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4. 繰入金		61,525	△1,800	59,725
	1. 一般会計繰入金	61,525	△1,800	59,725
6. 市債		8,500	1,800	10,300
	1. 市債	8,500	1,800	10,300
歳入	合 計	98,140	0	98,140

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
歳	計	98,140	0	98,140
	合			
	出			

第 2 表 地 方 債 補 正

起 日	債 償 の 目 的	補正後 (単位：千円)	
		上段 補正前 限	下段 補正前 額
休 日	急 患 診 療 事 業 費		10,300
			8,500

議案第7号

令和7年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度萩市の介護保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,992千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,419,506千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7. 繰入金		1, 294, 574	4, 992	1, 299, 566
	1. 一般会計繰入金	1, 184, 548	4, 992	1, 189, 540
歳入	合 計	6, 414, 514	4, 992	6, 419, 506

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3. 地域支援事業費		583,033	4,992	588,025
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	180,388	4,992	185,380
歳出	合計	6,414,514	4,992	6,419,506

議案第8号

令和7年度萩市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度萩市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度萩市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
(4)主要な建設改良事業 ホ 集落排水施設改良事業	310,288	30,100	340,388

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	1,477,154	30,100	1,507,254
第1項 企業債	735,300	15,100	750,400
第3項 県支出金	159,144	15,000	174,144

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	1,895,443	30,100	1,925,543
第1項 建設改良費	1,089,021	30,100	1,119,121

（債務負担行為の追加）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水施設事業計画変更 業務	令和8年度	2,000千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	既 決 額	補 正 額	計
下水道事業費	765,700	15,100	780,800

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和7年度萩市下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 資本の収入		1,477,154	30,100	1,507,254			
(項) 1. 企業債		735,300	15,100	750,400			
	1. 企業債	735,300	15,100	750,400			
					企業債	15,100	下水道事業債
(項) 3. 県支出金		159,144	15,000	174,144			
	1. 県補助金	159,144	15,000	174,144			
					県補助金	15,000	農業集落排水機能強化対策事業費

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 資本の支出		1,895,443	30,100	1,925,543			
(項) 1. 建設改良費		1,089,021	30,100	1,119,121			
	5. 集落排水施設改良費	310,288	30,100	340,388			
					工事請負費	30,100	旭地区中央監視装置更新工事

令和7年度萩市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

千円

1	業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益 (△は純損失)		0
	減価償却費		1,143,240
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)		920
	長期前受金戻入額		△ 625,369
	受取利息及び受取配当金		△ 2
	支払利息		120,103
	未収金の増減額 (△は増加)		132,883
	未払金の増減額 (△は減少)		25,748
	固定資産除却費		77,125
	退職給付引当金の増減 (△は減少)		5,000
	賞与引当金の増減 (△は減少)		△ 279
	法定福利費引当金の増減 (△は減少)		△ 18
	預り金等の増減 (△は減少)		△ 39,543
	小計		839,808
	利息及び配当金の受取額		2
	利息の支払額		△ 120,103
	業務活動によるキャッシュ・フロー		719,707
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有形固定資産の取得による支出		△ 1,292,086
	国庫補助金等による収入		546,862
	未収金の増減額 (△は増加)		104,021
	未払金の増減額 (△は減少)		△ 435,846
	投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,077,049
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良等の財源に充てるための企業債による収入		893,900
	建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出		△ 803,422
	他会計からの出資による収入		266,731
	財務活動によるキャッシュ・フロー		357,209
	資金増加額 (又は減少額)		△ 133
	資金期首残高		936,309
	資金期末残高		936,176

債務負担行為に関する調書

上段 補正後
下段 補正前

事 項	限度額	当該年度以降の支払 義務発生子定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	国県支出金	その他
農業集落排水施設事業 計画変更業務 (7年度)	千円 2,000 —	8年度 —	千円 2,000 —	千円 1,000 —	千円 1,000 —
以 上 計	59,000 57,000		59,000 57,000	22,000 21,000	22,500 21,500
以 上 合 計	63,100 61,100		63,050 61,050	22,000 21,000	26,550 25,550

令和7年度萩市下水道事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	501,117		
(2) 雨水処理負担金	85,994		
(3) その他営業収益	30,708	617,819	
2 営業費用			
(1) 渠費	144,259		
(2) ポンプ場費	10,904		
(3) 処理場費	489,737		
(4) 総係費	136,204		
(5) 減価償却費	1,143,240		
(6) 資産減耗費	77,125		
(7) その他営業費用	1	2,001,470	
営業損失			1,383,651
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	2		
(2) 国庫支出金	6,955		
(3) 他会計補助金	926,362		
(4) 長期前受金戻入	625,369		
(5) 雑収益	768	1,559,456	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	120,103		
(2) 雑支出	50,702	170,805	1,388,651
経常利益			5,000
5 予備費			
(1) 予備費	5,000	5,000	△ 5,000
当年度純利益			0
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			0

令和7年度萩市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		1,197,499		
ロ 建 物	3,083,066			
減価償却累計額	<u>△ 1,795,987</u>	1,287,079		
ハ 構 築 物	46,661,253			
減価償却累計額	<u>△ 21,946,061</u>	24,715,192		
ニ 機 械 及 び 装 置	13,680,798			
減価償却累計額	<u>△ 9,835,664</u>	3,845,134		
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	10,820			
減価償却累計額	<u>△ 6,881</u>	3,939		
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	14,692			
減価償却累計額	<u>△ 8,005</u>	6,687		
有形固定資産合計			<u>31,055,530</u>	
固定資産合計				<u>31,055,530</u>
2 流動資産				
(1) 現金預金			936,176	
(2) 未収金		91,250		
貸倒引当金		<u>△ 4,681</u>	<u>86,569</u>	
流動資産合計				<u>1,022,745</u>
資産合計				<u><u>32,078,275</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>8,233,935</u>		
企業債合計			8,233,935	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		<u>33,854</u>		
引当金合計			<u>33,854</u>	
固定負債合計				8,267,789
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>744,420</u>		
企業債合計			744,420	
(2) 未払金			167,231	

	千円	千円	千円	千円
(3) 前受金			22	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		6,666		
ロ 法定福利費引当金		1,314		
引当金合計		<u>8,000</u>	7,980	
流動負債合計				919,653
5 繰延収益				
長期前受金		34,881,551		
長期前受金 収益化累計額		<u>△ 18,659,665</u>		
繰延収益合計				16,221,886
負債合計				<u>25,409,328</u>
		資 本 の 部		
6 資本金				5,939,398
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ その他資本剰余金		729,549		
資本剰余金合計		<u>729,549</u>	729,549	
剰余金合計				729,549
資本合計				<u>6,668,947</u>
負債資本合計				<u>32,078,275</u>

議案第9号

令和8年度萩市一般会計予算

令和8年度萩市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第10号

令和8年度萩市土地取得事業特別会計予算

令和8年度萩市土地取得事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、
市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 11 号

令和 8 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算

令和 8 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 1 2 号

令和 8 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算

令和 8 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第13号

令和8年度萩市休日急患診療事業特別会計予算

令和8年度萩市休日急患診療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 14 号

令和 8 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 15 号

令和 8 年度萩市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度萩市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、
市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第16号

令和8年度萩市水道事業会計予算

令和8年度萩市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 17 号

令和 8 年度萩市下水道事業会計予算

令和 8 年度萩市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 18 号

令和 8 年度萩市病院事業会計予算

令和 8 年度萩市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第 19 号

萩市債権管理条例

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行政運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、法令又は条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、適正かつ効率的に市の債権の管理を行わなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 市長は、市の債権を管理するための台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備しなければならない。ただし、市の債権の管理上、市長が必要が

ないと認める場合は、この限りでない。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納者に関する情報の利用)

第7条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効率的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の情報を同一の実施機関（萩市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年萩市条例第18号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。ただし、当該債務者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

(滞納処分等)

第8条 市長は、強制徴収債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法令等の定めるところにより、滞納処分その他その保全及び取立てに関し必要な措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止を行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第3号から第8号までに規定するものを除く。次項において同じ。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次項において「令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、非強制徴収債権について、令第171条の5から第171条の7までの規定により、徴収停止、履行期限の延長又は当該非強制徴収債権及びこれに係る延滞金その他の徴収金（以下「当該債権等」という。）の免除をすることができる。

(放棄)

第10条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権等を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権等につきその責任を免れたとき。

(2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 当該債権等（消滅時効について時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）

2 市長は、前項の規定による債権の放棄の適否について審査するため、債権管理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 市長は、第1項の規定により債権を放棄しようとするときは、予め委員会の審査を受けなければならない。

4 市長は、第1項の規定により債権を放棄したときは、当該放棄のあった日の属する年度の翌年度において、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

萩市組織条例等の一部を改正する条例

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市組織条例等の一部を改正する条例

(萩市組織条例の一部改正)

第1条 萩市組織条例(平成30年萩市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中カを削り、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同条第7号に次のように加える。

オ 産業政策の立案及び調整に関する事項

(萩市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第2条 萩市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成17年萩市条例第147号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「環境衛生課」を削る。

(萩市環境審議会条例の一部改正)

第3条 萩市環境審議会条例(平成17年萩市条例第153号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境衛生課」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年萩市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

議案第 22 号

萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

萩市国民健康保険条例（平成 17 年萩市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 36 条の 3」を「第 41 条の 3」に、「第 37 条」を「第 42 条」に、「第 38 条—第 41 条」を「第 43 条—第 46 条」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 9 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 10 条中「第 29 条、第 29 条の 3 及び第 29 条の 4」を「第 34 条、第 34 条の 3 及び第 34 条の 4」に改め、同条ただし書中「第 35 条第 1 項」を「第 40 条第 1 項」に改め、同条第 1 号イ中「、高齢者医療確保法の規定による

病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第3号中「第35条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第12条中「第22条第1項第1号」を「第34条第1項第1号」に、「第29条」を「第34条」に改める。

第14条第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯以外の世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯」に改める。

第19条中「66万円」を「67万円」に改める。

第19条の2中「第29条、第29条の3及び第29条の4」を「第34条、第34条の3及び第34条の4」に、「第35条第1項」を「第40条第1項」に改め、同条第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加え、同条第3号中「第35条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第19条の3に次の1項を加える。

2 保険料の賦課額に10円未満の端数があるとき、又は月割をもって算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第19条の6第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯以外の世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯」に改める。

第20条中「第29条及び第29条の4」を「第34条及び第34条の4」に改め、同条ただし書中「第35条第1項」を「第40条第1項」に改め、同条第1号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加え、同条第3号中「第35条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第41条を第46条とし、第37条から第40条までを5条ずつ繰り下げる。

第36条の3を第41条の3とし、第36条の2を第41条の2とする。

第32条から第36条までを5条ずつ繰り下げる。

第31条中「第27条」を「第32条」に改め、同条を第36条とし、第

30条を第35条とし、同条の前に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第34条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第29条の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第34条第5項、第34条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第29条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第29条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第29条の4第1項中「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号」を「政令第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に、「第36条の3第1項及び第2項」を「第41条の3第1項及び第2項」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、「第34条第1項各号」とあるのは「第34条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第34条第1項各号」とあるのは「第34条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条

第5項各号列記以外の部分中「第29条」を「第34条」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「第29条第1項各号」を「第34条第1項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第27条」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第29条」と読み替えるものとする。

第29条の4に次の1項を加え、同条を第34条の4とする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第27条」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第34条第1項各号」とあるのは「第34条第5項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは、「第29条」と読み替えるものとする。

第29条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第34条第1項各号」とあるのは「第34条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項中「第29条」を「第34条」とし、同項を同条第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第29条」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第29条第3項」と読み替えるものとする。

第29条の3に次の1項を加え、同条を第34条の3とする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額につい

て準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第34条第1項各号」とあるのは「第34条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第29条」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第29条第3項」と読み替えるものとする。第29条の2中「及び前条第1項」を「、第19条の4、第22条及び第28条並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改め、同条を第34条の2とする。

第29条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第34条とする。

5 次の各号の該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第27条の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には3万円）とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者
- ア に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納

付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第29条第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第29条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第28条第1項中「第19条の3」の次に「若しくは第27条」を加え、「第29条」を「第34条」に、「、第29条の3第1項（同条3項）」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第34条の3第1項（同条第3項又は第4項）」に、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第29条の3第4項第1号（同条第6項）」を「額、同条第5項（同条第7項又は第8項）」に、「第29条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）」を「第34条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「若しくは第34条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第19条の3の額若しくは第21条の額又は第29条第1項各号に定める額、第29条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第29条の3第4項第1号に定める額、第29条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」を「、第19条の3、第21条若しくは第27条の額又は第34条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第

34条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第34条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第34条の5第1項に定める額」に改め、同条を第33条とする。

第27条を第32条とし、第26条を第31条とし、第25条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第26条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第34条、第34条の3、第34条の4及び第34条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第40条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額
- イ 第34条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
- イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除

く。)の額

(3) 当該年度における第40条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第27条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 保険料の賦課額に10円未満の端数があるとき、又は月割をもって算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第28条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第29条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第29条 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第26条第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の48に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第26条第1号イに掲げる額の見込額及び同

号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第30条 第27条の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

附則第11条中「第29条」を「第34条」に改める。

附則第12条中「第35条第1項第2号」を「第40条第1項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第9条、第19条、第26条から第30条まで及び第33条から第34条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

萩市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市介護保険条例の一部を改正する条例

萩市介護保険条例（平成 17 年萩市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項を附則第 1 条とする。

附則第 2 項を附則第 2 条とする。

附則第 3 項を附則第 3 条とする。

附則第 4 項を附則第 4 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 5 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万千円以上 65 万千円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア及び第 12 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2

条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれてい

る者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第6条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満で

あり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 24 号

萩市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市営住宅条例の一部を改正する条例

萩市営住宅条例（平成 17 年萩市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

別表見島高見山の項及び船隠の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

萩市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年萩市条例第 252 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 700 円」を「10, 000 円」に改め、同号ただし書中「14, 500 円」を「15, 000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円」を「433 円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中

「	12,900円	13,700円	14,500円	「	13,340円	14,170円	15,000円
	11,300円	12,100円	12,900円		11,670円	12,500円	13,340円
	9,700円	10,500円	11,300円	」	10,000円	10,840円	11,670円

」を

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の萩市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期

間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 26 号

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

萩市火災予防条例（平成 17 年萩市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 11 条の 2 とする。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 11 条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準に

については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第16号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第8条第1項の規定を準用する。

第39条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第64条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第64条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 27 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

総合整備計画書

山口県萩市相島辺地
(辺地の人口102人・面積1.7km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

カフロク、こふろく、スモト、安台、井ノ上、永見、於市ケ森、奥山、下屋崎、火ノ舟、火舟、開作、貝津、鎧所、宮ノ甲、牛ケ久保、京園端、京坊、教円畑、後、高平、高平口、合ノ前、根瀧、坂ノ上、三好、志和津、寺ノ上、寺之上、篠竹、小桑、小森、小池、松葉、乗越、常井、須本、水ケ平、生垣、赤刈、川、船戸、船津、大ビラ、大山、大迫、大畑、大品島、大平、大磯、中畑、中尾、長見、長迫、陳勢、田畑、登年、入海、入海滝平、尾尻、平曾、平淵、網代作り、網代滝平、野々井、林

(2) 地域の中心の位置 萩市相島168番地2

(3) 辺地度点数 233点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

相島は本土（浜崎港）から北方14.2kmの日本海西部に浮かぶ外海本土近接型の離島である。

交通機関は、1日3往復の定期船が就航し、約40分で辺地と本土を結んでいる。人口は辺地の南東部に密集しており、産業は、葉タバコやスイカ等の農業が中心で、これに浅海の水産業が付随した構造となっている。

これまで生活基盤施設や教育文化施設の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
高齢者福祉施設	萩市	4,356		4,356	4,100
集会施設	萩市	7,678		7,678	7,600
道路施設	萩市	72,000		72,000	72,000
合計		84,034		84,034	83,700

総合整備計画書

山口県萩市弥富辺地
(辺地の人口374人・面積23.2km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

河内、東河内、中才ヶ埵、前軍場、行場、むくろじ、巻佛、中惣助、下惣助、上惣助、臺田、惣助、野地、古宮、大島、原田、宮ヶ埵、道佛、蔭入道、中山谷、岩鼻、火竹浴、才ヶ埵、下向殿、二ノ中山谷、上向殿、中向殿、山ノ神、松尾谷、金口、三積、湯生田、橋ノ本、長浴、杉山、休ノ本、森ヶ原、才ヶ埵尻、下亥ノ迫尻、河ヶ浴、奥畑、長島、下須通、下奥畑、崩ヶ埵、上須通、芝、柚ノ木、有ノ木、女山埵、中奥畑、法師ヶ浴、松原、迫、島田、山下、下浴、亥ノ迫、賀納松、小田、亥ノ迫尻、田ノ口浴、田ノ口、田屋、郷六、上土居、中土居、附廻、杵な、上亥ノ迫、炭山、落山、下河原、野々元、大工屋敷、奈古地、札ヶ尾、上大坪、深浴、中開作、下才ヶ埵、西河内、鍛冶屋敷、観音原、山谷、登り尾、下大崩、焼暮、大崩、桧ノ木、中村、下大坪、須通り、宮ノ奥、大道平、中馬場、大久保、堤、志ば、東堤、北堤、上山崎、稲田、地藏元、王子ヶ前、平治郎、竹ノ内、山崎、下土居、仙田、代山、大所、青柿、代明、熊ヶ谷、大坪、惣治郎、臺山、柿澄、無久呂地、奈古屋、大町、藪ヶ浴、長分、坂根、須通、昆布口、石佛、大平、屋敷田、南久保、開作、赤迫、善神、中坪、堂ノ前、岸ヶ本、萩原、亥ノ尻、赤土、深田、鳥屋ノ前、岩ヶ本、舟ヶ浴、神田、仮足、八ヶ久保、鳥越、清水、半ノ田、榎ノ木田、違田、道ノ前、中河原、行成、姥屋敷、下亥ノ迫、土居、段ノ原、瀧ヶ迫、神出、土井手、上下河原、上落山、下ノ馬場、亀ノ甲、恵美須ヶ森、上野地、館、軍場、樋口、丹波ヶ浴、法印給、金町、善才、法印絵、中堤、青木、屋形、向河内、古坂、芋ヶ浴、石ヶ休、下ノ浴、太布ノ木、水上、鳥帽子明、堂ノ本、中野地、廣間、湯蓋、い毛ヶ浴、檜木奥、中野、登尾、明見、笹ヶ埵、焼場、エボシ明、中亥ノ迫、向殿、な古地、いづらぐち、栗ノ浴、古屋ヶ原、大橋、掛ノ下、たぶの木、大浴、森ヶ埵、着ノ浴、中山、恵ぼし方、山神、臺ノ田、焼餅埵、田ノ口埵、廣ノ儀、蔭入道浴、地藏元、平ノ尻、かじ屋敷、木屋ヶ原、橋本、ひノ木、榎木田、小谷、小谷口、川平、鬼岩、神田、田原、中塚、狸平、臺、牛船、下畑、亀ノ甲、狐尾、掛平、栃木、竹ノ尾、大迫、柿ノ木原、堤下、阿城、郷ノ前、宮ノ下、伊織ヶ浴、坂辻、黒杭、向原、上市、中市、鍛冶屋、井手平、桑原、石原、樋口、上穴久保、檜ヶ浴、佛ヶ埵、上檜ヶ浴、本浴、當ヶ浴、平島、流田、下本浴、生勸防、河内畑、寺田、下當ヶ浴、下佛ヶ埵、滑迫、軍場、下城ヶ谷、青木ヶ本、鹿遊、北行成、立平、横屋、榎田、河内神、鳥越、丸山、中ノ坪、柳川、横屋原、一ノ谷、名主分、長濱、中入、下穴久保、真

名ノ臺、真名臺、境、中藪、足平、大坪、大森、朴、上小田、いら尾、坂根、牛ヶ迫、下神白、木城河内、須賀、障子ヶ迫、岡、陰平、堂ヶ原、榎木田、蛇ノ尾、古森、黒岩、姥喰、石ヶ本、たぶがう津、上一ノ谷、大谷、原竹、突抜、さな口、上神防、小垣、楮原、南行成、向河内、椎ノ木埜、浴田、畔畑、南谷、水上、大田、大野、中尾、蔭平、括り木、神島、牛畑、神白、五反田、入野、上古川、すげヶ迫、高江埜、森下、松ヶ尾立山ノ尾、松ヶ尾、弥迫、向山清水ノ平、梅ノ木埜、三原ヶ迫、通迫、上田中、あんの浴、遠田、下中村、安ノ浴尻、板潜、道永、下松、中村、爐迫、石切ヶ埜、金谷東側、大橋、茶畑浴、向山、下田中、水神森、とちの木、車坂、下市、當ノ上、沖田、荒神原、ひぢり河内、寺屋敷、金谷、かづら、がふとう、藪尻、室ヶ谷、火ノ迫、岩ヶ本、白別當、禮ヶ埜、大浴、小竹原、椿ヶ本、火渡、埜ノ原、松ヶ迫、水呉川、西ヶ浴、上大淵、ヤ治ヶ迫、猿屋、たたみ原、溝落、さるや、たたみ、六分一、永屋、寺尾、當ノ浴、森、下森沖、後、熊ヶ埜、中隠居、上森沖、水神川、ぬた久保、野中、和田、藤木、水船、杉臺、寺ノ前、上ノ岡、安要寺、上神白、西、芝、水久保、岩ヶ元、木戸岩、明権寺、一万、田尻、礼ヶ埜、たゝみ、つか尾、大埜、登屋、ゆるぎ橋、漆畑、切抜、眞名ヶ平、扇島、うるし島、添島、上土居、いはい免、埜浴、溝下、竹のはな、上和田、古川、龍権堂、中河原、下田尻、とび可す、下狸平、つが尾、小坂、ださい、下古川、蒲原、井手ヶ原、生観坊、山ノ埜、合嶋、安ノ浴、上合嶋、上本浴、屋敷畑、よりやヶ迫、浴平、榎ノ木、流田浴、防主田、團子石、石井手、だんご石、浴、寿げヶ迫、大滑、岡山、入防、水谷、大津、森原、上古森、中藪、下森、久兵衛奥、上佛ヶ埜、芋ヶ浴、熊ヶ岳、丸小山北側、古屋、志をれ、しぼりヶ浴、流田川端、提頭、天神平、當ヶ原、保曾浴、木屋ヶ浴、奥木屋ヶ浴、高平、滑、瀧根、及谷北側、八久保、引屋敷、長浴、大道平、林原、藤木宮ノ尾、懸平、吉部ヶ也、及谷南側、藤木埜、藤木埜上平、及谷奥板替、寺野前、善ヶ平、狸穴、小田、丸小山東側、丸小山西側、上和田北側、水谷東平、桑ノ木田、桑ノ木田、岸高、森平、藤木埜下平、上城ヶ谷、出張、弥迫中尾、小鋏、大浴尻、青木、下櫛ヶ浴、長濱山、芋尻、下佛ヶ浴、中山、水谷奥、岩や、岩屋、吉部ヶ瀬、水谷西平、吉部ヶ也奥、平野、下神島、上山崎、田島、清水、若ヶ塚、うつぎ、大鋏、登尾、一ツヤ、茅ヶ迫、桑原後平、上和田下夕、森埜、大平、上田ヶ平、穴久保、下陰平

(2) 地域の中心の位置 萩市大字弥富下4041番地10

(3) 辺地度点数 200点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

弥富辺地は、市中心部から約2.7km北東の、農業が基幹産業の中山間地域に位置している。公共交通機関は、令和2年度から民営のバスが廃止路線となったことから、市により生活バスの運行が行われている。

これまで、生活基盤施設や教育文化施設、農業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
高齢者福祉施設	萩市	19,701		19,701	9,800
観光施設	萩市	25,405	451	24,954	24,900
診療施設	萩市	11,286	4,317	6,969	6,800
集会施設	萩市	20,800		20,800	19,200
合計		77,192	4,768	72,424	60,700

議案第 28 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

総合整備計画書

山口県萩市見島本村辺地
(辺地の人口438人・面積3.5km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

いくらげ、うね、そせ婦、なごうた、なごう田、浦地、横畑、王神、下坂下り、下城ケ原、下杖畑、下大平、下中山、下尾山、下蓑干、下老ノ木、河原畑、角畑、茅ノ内、久保田、宮崎、堅田、見田、後通り、江良、荒谷、高見山、高上、山口、山崎、寺山、住吉、小柄作、上ノ山、上杖畑、上大平、上中山、上蓑干、神田、吹戸、瀬畑、瀬付、瀬附、正覚坊、西遠田、西栗畑、西赤穂津、西大内、西樽見、西通り、西払子、石原、石原畑、扇畑、前尾山、草谷、蔵干、蔵崎、打越、大角畑、大久保、大歳、大谷、大峠、棚ケ上、中小路、中尾山、天女、田屋、田尻、東赤穂津、東大内、東通り、東払子、南赤穂津、南払子、八町八反、晚台山、晚臺山、樋ノ口、俵畑、苗代、平瀬、別屋、片く、片尻、法入道、北坂下り、北正覚坊、北尾山、榎、満ぜ、名切、明屋、明氏田、木ノ口、目崎、薬師畑、藪作り、遊禰、老ノ木

(2) 地域の中心の位置 萩市見島19番地28

(3) 辺地度数 227点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

見島は、浜崎港から北方44.3kmの日本海西部に浮かぶ孤立小型の離島である。

交通機関は、1日2往復の定期船が就航し、約70分で辺地と本土を結んでいる。産業は農業及び漁業が中心で、これに観光業が付随している。

これまで生活基盤施設及び教育文化施設の整備並びに農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後は更に生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	萩市	1,286	643	643	600
集会施設	萩市	7,472		7,472	3,700
渡船施設	萩市	4,565		4,565	4,500
合計		13,323	643	12,680	8,800

総合整備計画書

山口県萩市大島辺地
(辺地の人口518人・面積2.3km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

しとふせ、たこの瀬、たたか瀬、ニリ原、沖手、花津良、巻詰、丸山、宮ノ脇、櫛毛、山角、枝迫、寺山、持山、芝原、焼竹、常村、水ノ上、清ケ久保、石組、赤はげ、川ノ上、大久保、大能、中尾、長磯、長迫、長畠、長浜、塚小勢、辻山、田淵河地、斗麦、東川地、堂庄原、奈良木、鉢ケ尻、美ノ小瀬、平原、平畠、壁ノ上、片山、片尾、法花屋敷、毛無、蓼原

(2) 地域の中心の位置

萩市大島31番地

(3) 辺地度点数

132点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

大島は、浜崎港から北方9.0kmの日本海西部に浮かぶ外海本土近接型の離島である。

交通機関は、1日4往復の定期船が就航し、約25分で辺地と本土を結んでいる。人口は、辺地の南部に密集しており、産業は、農業及び漁業依存型の構造となっている。

これまで生活基盤施設、教育文化施設、道路の整備及び農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後は更に生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
教員住宅	萩市	3,630		3,630	3,600
合計		3,630		3,630	3,600

議案第 29 号

萩市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、萩市過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）を別冊のとおり策定することについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

議案第30号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

萩市長 田 中 文 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
萩市いきいき交流センター	株式会社マリーナ萩	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
萩市国民健康保険佐々並診療所	医療法人雄樹会	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩市むつみ昆虫王国等施設	有限会社萩新栄	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
萩市須佐釣り棧橋	株式会社須佐海興	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
萩市福栄総合交流促進施設	有限会社ハピネスふくえ	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
萩市旭農産物加工販売所「つつじ」	株式会社旭開発	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
萩田床山いこいの広場	株式会社萩・森倫館	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
萩市道の駅「あさひ」	株式会社旭開発	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
萩田万川温泉センター	株式会社たまがわ	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
はぎ温泉揚配湯施設	はぎ温泉配湯協同組合	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
萩市須佐湾エコロジーキャンプ場	須佐湾エコロジーキャンプ場管理組合	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
萩アクティビティパーク	合同会社ウイット	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
サンライフ萩	萩公共サービス株式会社	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第 31 号

教育委員会委員の任命について

萩市教育委員会委員として、次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所

い ばら まこと
井 原 良

略 歴

元 萩市立福栄小中学校長

議案第 3 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

萩市固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任することについて、
地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、市議
会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所

いし だ のり お
石 田 憲 雄

略 歴

- 現 萩市固定資産評価審査委員会委員
- 現 人権擁護委員
- 現 萩市社会教育委員

現 住 所

おと まる しん いち
乙 丸 伸 一

略 歴

- 現 萩市固定資産評価審査委員会委員
- 現 税理士

現住所

かね こ ひろ み
金 子 博 巳

略歴

現 萩市固定資産評価審査委員会委員

現 一級建築士

現住所

なが たに よし あき
長 谷 義 明

略歴

現 萩市固定資産評価審査委員会委員

現 萩市監査委員

現 萩市情報公開審査会委員

現 萩市個人情報保護審査会委員

現 弁護士

現住所

ひろ なか たもつ
弘 中 保

略歴

現 萩市固定資産評価審査委員会委員

現 民生委員児童委員

現 住 所

ほり た ゆき こ
堀 田 幸 子

略 歴

現 萩市固定資産評価審査委員会委員

現 民生委員児童委員

現 萩市情報公開審査会委員

現 萩市個人情報保護審査会委員

議案第 33 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

萩市における人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を聞く。

令和 8 年 2 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所

よし むら
吉 村 み ゆ き

略 歴

現 人権擁護委員

現 住 所

くろ せ たけ よし
黒 瀬 丈 義

略 歴

現 人権擁護委員